

参照条文及び参考資料

参照条文

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）・・・・・・・・・・ 2
- 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令
（平成23年内閣府令第45号）・・・・・・・・・・ 2
- 健康増進法（平成14年法律第103号）・・・・・・・・・・ 4
- 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令
（昭和21年法律第57号）・・・・・・・・・・ 7
- 栄養表示基準（平成15年4月24日厚生労働省告示第176号）・・・・ 7
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
（昭和25年法律第175号）・・・・・・・・・・ 8
- 加工食品品質表示基準
（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）・・・・ 8

参考資料

- 「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」
及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイド
ライン」について・・・・・・・・・・ 1～13
- 「健康食品」に係る今後の制度のあり方について（提言）・・・・ 1～15

食品衛生法

(昭和 22 年法律第 233 号)

第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

2 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

第二十条 食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。

第七十二条 第十一条第二項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

(平成 23 年内閣府令第 45 号)

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令を次のように定める。

第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 ～ 十、十一の二 ～ 十二、十四（略）

十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの

イ 食肉、生かき、生めん類（ゆでめん類を含む。）、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの（凍結させたものを除く。）及びゆでがに

ロ 加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの

ハ（略）

十三 特定保健用食品（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認（以下「許可又は承認」という。）を受けて、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の

目的が期待できる旨の表示をする食品をいう。以下同じ。）及び栄養機能食品（食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして内閣総理大臣が定める基準に従い当該栄養成分の機能の表示をするもの（健康増進法第二十六条第六項に規定する特別用途食品及び生鮮食品（鶏卵を除く。）を除く。）をいう。以下同じ。）（以下「保健機能食品」という。）

2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であって販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。

一 ～ 四十（略）

四十一 特定保健用食品にあつては、特定保健用食品である旨（許可又は承認の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの（以下「条件付き特定保健用食品」という。）にあつては、条件付き特定保健用食品である旨）、許可又は承認を受けた表示の内容、栄養成分量、熱量、原材料の名称、内容量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項及びバランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

四十二 栄養機能食品にあつては、栄養機能食品である旨、内閣総理大臣が定める基準に適合するものとして表示をしようとする栄養成分の名称及び機能、栄養成分量、熱量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言並びに消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨

四十三 特定保健用食品であつて保健の目的に資する栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準（以下この号において「摂取基準」という。）が示されているもの又は栄養機能食品であつて機能に関する表示を行っている栄養成分について摂取基準が示されているものにあつては、それぞれ一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、摂取基準における摂取量を性及び年齢階級（六歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値に対する割合

四十四 特定保健用食品又は栄養機能食品であつて、調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項

3 ～ 4（略）

5 栄養機能食品にあつては、次に掲げる表示をしてはならない。

一 第二項第四十二号に規定する内閣総理大臣が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示

二 特定の保健の目的が期待できる旨の表示

6 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない。

7（略）

第十九条 第一条第二項の規定にかかわらず、保健機能食品に係る保健の目的が期待でき

る旨及び栄養成分の機能の表示は、添付する文書への記載をもって、容器包装への記載に代えることができる。

健康増進法

(平成 14 年法律第 103 号)

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、研究所又は内閣総理大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。
- 4 第一項の許可を申請する者は、実費（許可試験に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあつては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあつては当該登録試験機関が内閣総理大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かななければならない。
- 6 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につき、内閣府令で定める事項を内閣府令で定めるところにより表示しなければならない。
- 7 (略)

第二十七条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。

第二十九条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしよう

とする者は、内閣総理大臣の承認を受けることができる。

- 2 第二十六条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

第三十一条 内閣総理大臣は、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、栄養表示（栄養成分（前条第二項第二号イ又はロの厚生労働省令で定める栄養素を含むものに限る。次項第一号において同じ。）又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。）に関する基準（以下「栄養表示基準」という。）を定めるものとする。

- 2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 食品の栄養成分の量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法
 - 二 前条第二項第二号イの厚生労働省令で定める栄養素を含む栄養成分であってその正確な情報を国民に伝達することが特に必要であるものとして内閣府令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品（本邦において販売に供する食品であって、栄養表示がされたもの（第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。）をいう。次号及び次条において同じ。）で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項
 - 三 前条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める栄養素を含む栄養成分であってその正確な情報を国民に伝達することが特に必要であるものとして内閣府令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項
- 3 内閣総理大臣は、栄養表示基準を定め、若しくは変更しようとするとき、又は前項第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、栄養表示基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十一条の二 販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ

め、厚生労働大臣に協議しなければならない。

第三十二条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であって健康保持増進効果等についての表示がされたもの（特別用途食品、第二十九条第一項の承認を受けた食品及び販売に供する食品であって栄養表示がされたものを除く。）について準用する。

第三十三条 第二十七条第一項（第二十九条第二項、第三十二条第三項及び前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

第三十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

4 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

5 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

第三十六条の二 第三十二条の三第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第二十七条第一項（第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合

を含む。）の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）

第一条 健康増進法（以下「法」という。）第二十六条第一項の内閣府令で定める特別の用途は、次のとおりとする。

- 一 授乳婦用
- 二 えん下困難者用
- 三 特定の保健の用途

栄養表示基準（平成15年4月24日厚生労働省告示第176号）

第2条 法第31条第2項第1号の食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位（以下この条において「食品単位」という。）当たりのたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量
- 二 販売に供する食品につき表示しようとする栄養成分（栄養表示食品を輸入する場合にあっては当該栄養表示食品に表示がなされた栄養成分）の当該食品単位当たりの量（前号に掲げる事項を除く。次条において「表示栄養成分の量」という。）
- 三 当該食品単位
- 四 当該食品単位が1食分である場合にあっては、当該1食分の量
- 2 食生活において別表第1の第1欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして次条の定めるところにより当該栄養成分の機能の表示をするもの（以下「栄養機能食品」という。）にあっては、栄養機能食品である旨、当該栄養成分の名称及び機能、1日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言並びに消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨のほか、次に掲げる事項を表示するものとする。
 - 一 機能に関する表示を行っている栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準が示されている場合にあっては、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、当該基準における摂取量を性及び年齢階級（6歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値に対する割合
 - 二 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項

第3条 前条に規定する事項は、次の方法により表示しなければならない。

一～六（略）

七 前条第2項の栄養成分の機能の表示は、別表第1の第1欄に掲げる栄養成分を含む食品であつて、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の量が、それぞれ同表の第2欄に掲げる量以上であるものについて、それぞれ同表の第3欄に掲

げる事項を記載して行うこと。

八 前条第2項の規定により表示する1日当たりの摂取目安量は、当該摂取目安量に含まれる別表第1の第1欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第4欄に掲げる量を超えるものであってはならないこと。

九 前条第2項の摂取をする上での注意事項の表示は、別表第1の第1欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第5欄に掲げる事項を記載してこれを行わなければならないこと。

2 (略)

3 栄養成分の機能の表示をする場合にあっては、次に掲げる表示をしてはならない。

一 別表第1の第1欄に掲げる栄養成分以外の成分の機能の表示

二 特定の保健の目的が期待できる旨の表示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2～7 (略)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）

第3条 加工食品（業務用加工食品を除く。以下この条から第4条の2までにおいて同じ。）の品質に関し、製造業者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

(1) 名称

(2) 原材料名

(3) 内容量

(4) 賞味期限

(5) 保存方法

(6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

2～7 (略)